

さいたま市消防局告示第1号

さいたま市火災予防規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市消防局長 島田 智弘

さいたま市消防局告示第1号

さいたま市火災予防規程の一部を改正する告示

さいたま市火災予防規程（平成15年さいたま市消防局告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(炉等の点検及び整備を行う者の指定) 第11条 条例第3条第2項第3号（条例第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項、 <u>第11条の2第2項</u> 、第12条、第13条及び第15条第2項において準用する場合を含む。）に規定する消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。 (1)・(2) [略]	(炉等の点検及び整備を行う者の指定) 第11条 条例第3条第2項第3号（条例第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第2項、第12条、第13条及び第15条第2項において準用する場合を含む。）に規定する消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。 (1)・(2) [略]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。